

持続可能な調達ワーキンググループ（第27回）

議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日 時：平成30年11月26日 10:00～12:00

会 場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

1. 本日の議事その他について

事務局：本日の議事については次第のとおり。最初に、調達コードのモニタリングの取組の一環で、型枠合板に関する調査を実施しているので、それについてご説明する。その後、木材の調達基準について、ヒアリングと前回の意見交換を踏まえてとりまとめの議論を行いたい。最後に、進捗状況報告書の持続可能な調達に関する部分の作成状況に関してご報告する。こちらは本委員のみで行う。

2. 調達コードの実施状況（モニタリングの取組）について

事務局：前回のWGでも本委員の方には調達コード全体の実施状況についてご説明しているが、そのときに説明できなかったモニタリングの取組についてご説明したい。前回ご説明したように、調達コードの実効性を確保するために、サプライヤーやライセンサーから提出されるチェックリストの確認等に取り組んでいる。また、木材であれば、認証材であることや、調達基準で定める書類が添付されていることを確認するなどして基準に合ったものが使われていることを確認している。ただ、調達コードでは、監査や調査を行うこともあるとしており、こうしたモニタリングについても何かできないかということで取組を検討してきた。現在、そうしたモニタリングの取組の一環として、一部の木材、具体的にはコンクリート型枠合板を対象に調査を行っているので、その概要を簡単にご説明したい。本日の後半のセッションでご説明する進捗状況報告書にも、調達コードの実施の取組の一つとして載せたいと考えており、それもあつてご説明しておきたい。なお、この調査は調達コードの運用の一環として行っているものであつて、たまたま時期が重なっているが、調達基準の再検討の議論にインプットすることを意図したものではない。

事務局より資料2に沿って説明

秋月：今の説明に関して、ご質問・ご意見があればお願いします。

関：いつどのような形でとりまとめ結果が報告されるのか。

事務局：まだはっきり申し上げられないが、次回以降のWGでご説明できればと思っている。

小西：現地調査の実施はよいことだと思う。これまでの調達WGで話があったのかもしれないが、調査が行われることはこの委員会か委員に事前に知らせてもらえていたか。

事務局：検討はしていたが、内部手続き・予算の確保・委託先との契約の調整等があり、前回時点ではご説明できる状況になかった。それが整ったので、今回のWGの機会をとらえてご説明したところ。

小西：できれば委員にも事前にこういうことを考えていると伝えてほしかった。どうなるかわからないということでも結構なので、次回からはそうしてほしい。今回の調査の目的、現地でどのような方々にヒアリングしたか、特に気になるのが、現地をよく知る現地のコミュニティの方とか現地のNGOをヒアリングしたか。結果報告のとりまとめを待ちたいが、その辺も含めて本来なら事前にそういった相談もさせていただければよかったと思う。

石田：私も今日初めて参加したので、もしかしたらこれまで話があったかもしれないが、モニタリング調査として、伐採地の労働安全や合板工場における労働管理状況を調査していただいたというのは非常に良いことだと思う。しかし、小西委員からもあったが、事前に調査することを伝えていただき、内容についても項目について提起できればよかったと思っている。その上で、労働管理状況等について調査とあるが、具体的にどのような内容を調査したのか。

事務局：工場の労働管理状況については、全般的に見ていただくように調査している。労働安全や労働時間の管理状況など。そういったところを押さえるようお願いしている。

石田：インドネシアについては調査中とのことなので、業務計画が無理のないように作成されているのか、労働時間や労働安全、就業者の年齢なども問題視されてくることであり、今後調査するのであればぜひ見てきてほしい。

事務局：コストの問題もあり、どこまで細かくできるかというのはあるが、重要なポイントをしっかり押さえられるよう調査してもらっているので、結果は報告したい。

河野：モニタリング調査に関しては、非常によい取り組みだと理解した。私も数回欠席したので、ここに至る過程をよく存じ上げないままに申し上げるが、モニタリング調査の結果を今後に向けてどのように使うのか。

事務局：今後我々の調達が続いていく中で木材もそれ以外のものも含めて、どういうところに注意すべきかということに、今回の調査で得られた知見を活かしていきたい。また、WGで概要を説明する予定だが、大会に関係ないところでもいろいろな方が持続可能な調達に取り組む際の参考になればと思う。

小西：調査のとりまとめ結果はまた後ほどとのことだが、目的と仕様は教えてもらえるか。

事務局：目的は調達コードを運用する中で、実効性を高めるために調査なり監査をすること

があると調達コードに書いてあり、そういった取り組みの一環という位置づけ。内容としては、木材の伐採地まで遡った上で調達基準と照らして適切な状態にあるのかを見てくること。仕様については、契約の関係もあり、どこまで示せるか今は申し上げられないが、基本的には調達基準と照らして現場を見てくるという調査をやっている。例えば、合法性という点について必要な手続きを行うことと調達基準に書いてあるので、伐採された現場で法令に従った手続きが行われているかどうかといったことを見てきてもらうという調査を行っている。

小西：できれば、仕様、例えば、どこでどんな対象者を相手にインタビューを実施して、誰に何回どういう形で聞くのかという仕様書が書かれていると思うので、もちろんトレーサビリティがあるのかを調べるといった大目的は大目的としてそれを確保するためにどういう仕様なのか、それが明らかでないと調査方法が適切なのかという判断がつきにくいので、ぜひお聞きしたい。

天野：今までに出ている意見を考えるとデュー・ディリジェンスをしっかりとやるための一つのケーススタディでやっているのか、その一步前のデュー・ディリジェンスするための情報が向こうで用意されているかを見ようとしているのか、少しわかりにくいところがあるので、そのあたりはどうか。

事務局：基本的には我々は調達基準に沿った木材を調達できていると思っているが、それを改めて現場レベルで確認するというのが今やっている調査の目的である。

天野：調達基準が適用できるかということの確認のためにやっているということか。2の①～⑤の情報を取れるかどうかを確認してくるということか。

事務局：必要な情報を取りながら、調達基準に書いてある合法性などが確保されているか見てくることになる。

秋月：すでに木材の調達基準の修正の検討をしているが、それとは切り離して、すでにある木材の調達基準がきちんと守られているかどうかを確認してくるということか。

事務局：然り。現行の調達基準に沿って調達しているものについて適切に運用されているか現地の状況を確認してくるもの。

関：できるだけいろいろな内容を公表してほしいと思う。完全無欠ということはありませんが、何か問題はあろうと思うが、あつてはいけないがあるのが実態だということを含めて、透明性を高く公表することがこの問題への関心を高めるし、それをどうすればよいのかという次の議論にもつながるので、あまり「問題ない」という報告ではない方が個人的にはかえって良いのではないかなと思う。そういう問題をみんなが共有して、議論するきっかけになればよいと思う。例えば、何か報告会をやるとか、持続可能性に関するシンポジウムをやるとか、そういったことを含め、普及啓発的なことを考慮しながら検討いただきたい。

事務局：ご意見いただいたところについては、我々も重要性を認識しているので、どういう

対応ができるかについては、これからまた検討したいと思う。

秋月：関委員が指摘されたようにできるだけ公表したほうが課題が明らかになるし、オリンピックを契機により良いものを残していくということが目的だったと思うので、問題があれば学ぶ機会にしていきたい。公表することで関わる方みなさまがこういうことが見られるとわかると思うので、ぜひご検討いただければと思う。ご意見に感謝。事務局には今回のご意見を踏まえて調査結果等について報告いただければと思う。

3. 木材の調達基準の検討について

事務局より資料 3-1・3-2 に沿って説明

秋月：では、今の説明に関して、ご質問・ご意見があればお願いします。

石田：遡って適用しないということは理解した。見直した基準によってどのくらいの効果があるかわかれば何かの折に公表してほしい。

事務局：何をもって効果というかは評価が難しいところ。案件が多くはないと思うが、見直し後の基準に基づいて調達されるものもあるし、それに加えて、見直しというプロセスが行われ、議論がされたということ自体が重要だと思う。

石田：この後の議論にもなると思うが、進捗状況の報告書を策定していく中では、こうした視点が重要な観点になると思ったので申し上げた。

天野：効果をどのように評価するかということだが、オリパラそのものの効果というよりも、持続可能な開発の中で森林がどういう問題を起こしているかということに対して、非常に適切な表現になっていると思う。SVLK 材というインドネシアの合法木材として 2 種類の材がたくさん出てくる。もともとのプランテーションから出てくる材ともう 1 つが転換材と言われているが、土地利用に伴って出てくる材。ほぼ同じ量が出てくる。気候変動枠組条約の中でこれをどう捉えるか非常に議論になっていて、特にインドネシアというのはかつて世界で 3 番目の排出国だったことがあり、それが特に湿地帯での転換材の排出だった。これがオイルパームの開設につながっているが、オイルパームを作るためのコンセッションを出すのを止めようというモラトリウムを今やっている。それによって新規のコンセッションは止まっているのだが、その前にあったコンセッションから出てくる転換材が今出てくるのと、それに混ざってイリーガルなものも入ってくる。多くの違法伐採がこちらに入っている。それを止めるというのは、SVLK は合法だからこちらからは言えない。しかし、消費者側の責任としては、それについて躊躇しようという考えが出てくるので、非常にインパクトの大きな決定だと思う。今後の日本の買い方についても影響を与えるので、効果は非常に高いと考えている。

石田：十分理解できた。今の内容は、進捗報告書で記載していくべき内容だと思う。

小西：2点ある。1つは、転換に由来するものでないことと明記されたことはよかったと思う。しかし、そもそも私たちの理解では、2と3、中長期的な計画に基づいて管理されているものであること、生態系の保全に配慮されていることとというのがあるので、これですでに SVLK 材は排除できると最初調達コードを作った時には思っていた。そうでないと、そもそも転換したものは2と3には当てはまらないと思っていたので。もともと調達コードは合法性だけでは持続可能性が確保できないから必要だということで作っている。でも、現実には入ってきてしまった、ということの見直しのために転換材でないこととわざわざここに入れなければならなかったということになる。これはもちろんより進んだ形で、より分かりやすくなったということによりよいことだと思うが、今後そういうことを防ぐためには、何をさらにしていかなければならないかを考えたときに、調達基準をちゃんと満たしていることが現状では口頭確認となっているので、きちっと何らかの記録が残る形にしていく必要があると思った。それと、私はもともと気候変動が専門だが、インドネシアのCO2の排出が土地利用転換に由来することは、気候変動の方でも問題視している。これが日本に流れ込んでこないようにストップをかけることが、今後にとってのオリンピックが残せるレガシーとして、万博も決まったし、よいことかなと思う。7の方だが、やはりきちっとトレーサビリティの確保というものと、それから事業者からのリスクというものが入ったということによりよいことだと思っている。パーム油と紙の調達コードと並べて最初にできた木材に入った。パーム油と紙でも思ったが、推奨では弱いと思う。パームと紙では入っているものなので、木材ではせつかくなので一段上に行って、推奨するのではなく確保するべきであると思ふべきだと思う。質問だが、最終案はどういう扱いになるのか。調査結果がこれから出てくる。本来なら、調査結果を待って見直すのが筋だと思う。

事務局：最後の点からだが、最初に説明した通り、調査はこの調達基準の再検討の議論にインプットすることを目的に行っているものではないということと、調査結果のとりまとめがいつになるかを具体的に示せない中で、基準の見直しについては今回とりまとめをしたいというのが事務局の考え。また、7として入れている文言が弱いのではないかとことだが、紙とパーム油の基準で入れたものをそのまま入れているが、あの時もいろんな議論があつて、義務付けにするのは事業者の負担がかなり大きくなってしまふのではないかとことであるところである時も推奨にしたという経緯がある。前回のWGも推奨でよいので入れようというご意見がかなりあつた中で、これを義務付けにしてしまふと事業者の負担が変わってくるので、その辺をどう捉えるのかということがあるかと思う。

小西：べきであるがだめなら、リスクの低減に活用すること、ではどうか。問題があつて見直しをかけているものなので、パームも紙もこれから問題があるかもしれない。森林の見直しをせつかくやっているのだから、一歩でも前進ということがあるといいと思う。

事務局：すべきであるという表現は調達コードの本文の中でも使っているのですが、可能性がないわけではないと思うが、他の委員のご意見を伺いたい。

秋月：特別委員に2つお聞きしたい。2と7に付け加わったことで一段階高くなったことは確かだが、事務局の提案のものでよいか1点。もう1点は、7について推奨からもう少し高めるということが現実的に可能か難しいか。ご専門の立場からご意見をいただきたい。

肥後：業界の立場では、我々も方向性ということは分かっているし、この流れは止めたくない。ただ、事業者も個々に事情があるので、過度なもの、何をもって過度ということかということもあるが、表現がきつくなれないというか、皆様に受け入れられやすいもの、まずはやってみて高めていこうと思えるものにしていただければというのが希望。

河野：内容に関しては、一段階進んだというか、積極的な内容が書かれているということで評価したい。小西委員のご発言に反対するものではないが、今の消費者、国民のレベルとして、率直に思うことだが、木材の利用に関して一般的には、今回示しているような持続可能性に配慮した調達がこれまではほとんど行われていなかった可能性の方が高いと思うし、そういった状況に対して私たち国民・消費者は知る術がなかった。目に見えるものの背後で行われていること、それから、あった事実に関心を持たずに来てしまったと思っている。それはよくないことであって、東京2020の検討において、改めてこの問題に対して国民・消費者が気づく機会として、今回調達基準が明確にされ、社会に示されたということが、とても重要で大事なことだと思っている。国民の立場から思うことは、東京2020が大きな契機になって、サプライチェーン全体を通じて必要な配慮と対策がとられスタンダードになることが大きな望み。消費者側もそういったことに対して関わっていければと思う。ただ、木材はBtoBの部分が取引では多く、紙とかパーム油よりも、消費者の気づきにはつながりにくいと感じているところ。今現在の不具合に一喜一憂するというよりも、大きな目標としての調達基準が改定されることは一歩前進だと思っているので、掲げた大きな目標のために関係者の力を合わせていくことが重要で、私の願いは、先ほど関さんもおっしゃっていたが、モニタリング調査の結果を何らかの形、例えばシンポジウムのような形で、関係者で共有する機会を持つことがよい。今回の基準の改定に関しても、しっかりメディアに向かってアピールしてほしいと思っている。なんとなく変わったではなく、社会に対して、こういうところに危惧があったので、今回このように変えたと、的確に社会に伝えることが重要で、小西委員の言うように義務にするよりも、ここを見ているよということをアピールすることが効果的なのではないかと思う。日本のレベルはまだこんなものではないかと感じている。あとは皆さんの合議の下で、どうなるかは任せたい。まずは、みんなが知ること、消費者が選択するチャンスがあれば、しっかりそこで意思表示をすることができるような環境にしていくことが大切だと思う。

関：たまたま、先週、ジュネーブとブリュッセルで、CSRに対するダイアログをしてき

たが、主要なテーマの1つはサプライチェーンマネジメントの問題。特にサプライチェーンにおける人権労働問題は1つのハイライトだった。欧州委員会は今、貿易のルールの中にサステナビリティ条項を入れようと、貿易の条件にしていこうということもやっているし、ILO と OECD がまさにアジアにおけるサプライチェーンのあり方ということで非常に大きなプロジェクトを動かしている。その中でつくづく感じるのが、この問題は非常に複雑で解決が容易でない。よくジャーニー、長い旅という言い方をする。一気に解決できないが、粘り強く諦めずに解決していくということが必要だと思う。おそらくこの文言は英語に翻訳すると思うが、英語で考えると shall ではなく should。あるいは recommendation や encourage という類のものではないかと思う。義務化についても、いろんな議論があって、人権デュー・ディリジェンスを義務付けて情報公開をしろとすると、企業としてもセンシティブなものなので、どこまで透明性高く公表するかという問題になり、正直に公表すると叩かれて、公表するんじゃないかということが実際に起きている。そうなることは望ましくなく、逆に後退してしまうので、形式論を言うよりも実質的にこれを前に進めることの方が大事であり、結論としては推奨がよいと考える。

岡田：1点確認をお願いしたい。2項の赤字の追記している森林の農地等への転換に由来するものでないこと、3項の認証材については上記2の①～⑤への適合度が高いものとして原則認めると言っている。確かにFSCはそれなりの基準だと思うが、PEFCはマレーシアのローカルな認証を相互認証している。マレーシア MTCC のローカルな認証の中で、森林の農地への転換に由来する木材の取扱いをどのように扱っているかを確認した方がよい。サラワクでは国策として、認証を取ろうという動きが活発になっている。これは、国や州が力強く推進しているせいでもあるが、そういう意味で、2項と3項で齟齬が起こっていないかが心配。また、7項を付け足したのはよいかと思うが、上記の2項を満たさない木材に関して、こういうことをしようといっているが、リスク低減に活用するということは、これらを扱わないということだと思う。デュー・ディリジェンスでリスクが顕在していることがわかったわけだから、リスクを低減しようがない。リスクがあることがわかってしまっている。これは具体的にどういうことを指しているのか。

事務局：最初に2の②に文言を追加したこととPEFCとの関係だが、我々が調べた中では、PEFCも相互認証するためのベンチマークがあり、そのベンチマーク基準の中で農地等への転換に由来する木材が入らないことを確認している。そういった意味で、2の②を修正することでこれらの認証が合わなくなってしまうということはないと理解しているが、そこは念のため再度確認してみる。7項に関するご質問については、調達する木材について3に示す認証や別紙に示す方法で確認するのが基本だが、それでもリスクは残るので、さらにいろいろな情報を追加して、リスクの洗い出しに取り組んでくださいとお願いしているところ。もちろん、そういうことをやる中で、今調達

しようとしているものが基準に合わないのであれば調達しないでくださいことになるが。ただ、そういった作業をどこまで義務付けられるかという、義務付けまではできないということで、注意喚起の部分もかなりある項目になっている。

岡田：クリーンウッド法との関連でも言えるが、2項の①～⑤について、個別に事業者がデュー・ディリジェンスをする際には、必ず7項に該当することをしなければならない。それをやって初めて2項の①～⑤についてどうだったかという結論がわかる。不確かだとか、情報が十分に入手できなかったとかいう場合には、現状として輸入者は、扱いは止めようと、クリーンウッド法の建前上確認材として取り扱うわけだからこれはできるだけ扱わないでおこうという風な動きになっている。本当に不確かなものであったら、本当にリスクが顕在していると思った場合は止めるという風に言うべきでは。

事務局：この項目は紙やパーム油の検討の中で出てきたものだが、経緯を申し上げておくと、調達コードはプロダクトベースで、実際に調達するものが基準を満たしているものかというのが基本で、それを認証とかそうでない場合は別紙の方法でプロダクトベースの確認をしてもらう。紙とかパーム油で出てきた議論は、企業そのものが指摘を受けることがあるので、もう少し広い範囲に目を向けて情報を集めてそれをリスク管理に活用してくださいというもの。そういう中で、実際買うものが基準を満たすか怪しいというときには、もう1度追加で確認していただくとか、より基準にあう可能性が高いものを選択すべきというのが趣旨である。

秋月：2と7の部分を追記するというところには賛同していただいたと思う。細かいところは検討していただいて、事務局にとりまとめしていただいてよろしいか。

事務局：事務局としては、詳細な表現ぶりは別として、こういった修正をするということでご了解いただければ、WGとしてはここで議論はとりまとめとして、あとは我々組織委員会内部の意思決定の手続きに乗せていきたい。

河野：木材は簡単に育成・製造できるものではないと思う。改定の基準がいつから施行されるかによって対象が変わってくる。ゴールが決まっている中で、文言の問題で時間を取ることが私たちの検討の効果を考えたときよいことかという、そうではないと思う。合意ができるのであれば、早くこれを決定し、上乘せ基準で調達に向かっていたいただければと思う。

秋月：遡及的な適用はしないため、遅くなればなるほど新しい基準が適用されない。そういう現実的なところもお考えいただきたい。それでは、本日のWGではご提案いただいたものでご了承ということでもよろしいか。ご理解に感謝。では、事務局の方で引き続き内部の手続きを進めていただければと思う。

4. 進捗状況報告書（持続可能性に配慮した調達）について

事務局：前回のWGでもご説明したが、今後、進捗状況報告書を作成していくので、その作

成状況についてご説明したい。

事務局より資料4に沿って説明

秋月：では、これまでの説明に関して、ご質問・ご意見があればお願いします。

関：これから作る上でこういったことを考慮していただけたらと思う点を申し上げたい。スライドの3枚目にある一番上の組織委員会幹部のメッセージはすごく重要。民間のサステナビリティレポートでもそうだが、トップメッセージというのは、単なる儀礼的な挨拶ではなく、そこだけ読んでもこのレポートの中身が伝わってくるようなものにする必要がある。そこはよく練っていただきたい。その意味で、これも伝えるべき内容に入るのだろうと思っているが、SDGsのオリパラにするとか、国連のビジネスと人権の指導原則に則ったものにするなどは大きなトピックだと思う。このトップメッセージにどう入れるかをよく検討していただき、ぜひ盛り込んでいただきたい。そして、読みやすくするために、解説が必要な語句やトピックスをコラムにするとよい。分厚いものなるので、概要版なり簡単な数ページのブローチャーなり、スライドなりを作られるとよいと思う。

事務局：ご意見に感謝。編集全体に関わる場所もあるので、その点は担当の者に伝えたい。読みやすさは非常に大事だと持っているし、コラムとか事例とかという形で挙げていくことも検討している。

小西：ライセンスやサプライヤーへの浸透にも取り組んでいる様子がわかるので、これがレガシーとして残っていけばよいと思う。1つ気になるのが、公開される範囲。持続可能性に配慮した木材の調達状況については、コンクリート型枠合板のフォローアップが公開されているが、パーム油や紙も同じようにフォローアップされて公開されるか。また、公開状況を見ていると、納入先の企業名がわからない形になっている。マーケティングとの関係で問題があることもこれまで聞いているが、苦情申し立てする場合においても状況がわからないと苦情申し立てもできない。チェックリストなどすべて取っているとのことなので、必要だと思う人がアクセスできる形で情報公開をしてほしい。

事務局：パーム油や紙については、これから検討したいが、どういう範囲でやるのか、紙もパーム油も非常に広い範囲・品目を対象としているので、それをすべてやるのか、できるのか、ということは実務上の課題としてある。情報公開についても、チェックリストは組織委員会への開示ということで提出してもらっているものなので、それをそのまま出すということは考えていない。どういった企業と調達の契約しているかはHPで公開しているので、その点をご紹介しておきたい。

石田：公開の範囲というところで、関係する方々は積極的に見ると思うが、次の世代に今回のオリパラを伝えていくという点からすると、今回議論してきた経過や実践してきた

ことを関係者だけでなく広く伝えていかななくてはならない。そうした視点から言えば、専門的な用語が多いと思う。専門的な用語をわかりやすく解説する、ページごとなのかある程度の段落ごとなのか、その工夫をもう少しできたら多くの方々に見ていただけるし、理解もしていただけると思う。通報受付窓口に関しては、通報をしてきた事象はきちんと取り上げなければならないが、通報受付窓口には連絡されない事象をいかに把握するかが重要だと思っている。先ほど、現地調査をやられているとの報告があったが、通報受付窓口には連絡されない事例も把握する努力をしてほしい。

事務局：専門的な用語が多くなりがちというのは、おっしゃるとおり。特別な知識がある人でないと読めないものにするのではなくて、誰でも理解ができる報告書にしなければという意識でいるし、このパートだけでなく全体としてそうあるようやっていきたい。また、通報がないところで見つかった課題についても、調達に取り組んでいく方の参考になるように見つかった課題は示せるように努めたい。

小西：東京都と国と3つの苦情窓口があり、今回の型枠も東京都と調査しているとのことなので、調査結果の公開もレベル感が並んで、場所が違うという形になるのか。

事務局：調査に関しては今、東京都とやっていて、どの施設のものかは今申し上げられないが、調査結果を報告するときにはどこのものかも示したい。

小西：苦情処理に対してこういうのがありましたと東京都から出てきているが、それに対する回答の仕方は、組織委員会・国・東京都の3者が並び立つ形か。

事務局：それぞれ通報が来る可能性があるが、通報受付窓口に来た案件の処理についてはそれぞれで運用基準をつくっている。組織委員会も組織委員会として運用基準を作っていて、東京都とJSCもそれぞれで作っていて、似ている部分もあるし、各々の事業を踏まえて変えているところもあるが、それに則った形でそれぞれが対応するというのが原則。自分の窓口に来たものについて、公表するかしないかも含めてそれぞれで取り扱いしていくというのが原則である。

小西：基本的にすべて公開というのがグローバルスタンダードだと思うので、組織委員会にそれを言ってもせん無きことだと承知の上で、東京都も国も公開していくべきだと強く申し上げたい。国外から見た場合、東京オリンピックは一つなので、3つに分かれていて、公開されるものもあれば、公開されないものもあるというのは理解しがたいことだと思うので、結果の公表は3者揃えてもらいたい。

関：もう1つ取り入れていただきたいのが、ステークホルダーの参加。結果だけでなく、プロセスが非常に大事。プロセスにおいていかにステークホルダーが参加したのか。詳細に書かなくても、論点となった問題はということだった、それに対してどういう結論に至ったか。ステークホルダー参加とプロセス、重要な論点も書いた方がレガシーとしてより効果的である。

事務局：その点については検討したいと思う。特にこのWGを中心に様々な議論があつてきた調達コードであるので、そこのプロセスは丁寧に説明できるようにしたい。

秋月：とても重要な指摘だと思う。市民社会の方にご参加いただいたり、議事録も名前も併せてすべて公開したり、この WG だけでもかなり努力してやってくれたと思うので、ぜひそのプロセスを伝えられればと思う。あまり分量が多くなっても申し訳ないが、私からも1つ。石田委員の次世代に伝えることを考えてというご指摘があったが、私は大学で教えているので学生にボランティアを呼び掛けたりしたが、ボランティアの方たちに持続可能性の取り組みについて伝える機会はあるのか。ボランティアのやり方で説明会などはあると思うが、せっかくなので、ご指摘いただいたように次世代の方に有意義なことをやってきたのだということをお伝えできるとよいと思っている。私は国連の研究をしているが、組織委員会は意外と頑張っていて、ご指摘あったように SDGs の取り組みとか、国連のビジネスと人権に関する指導原則を取り入れてもらったりだとか、SDGs に関しても国連と取り決めをしたり、グローバルコンパクトに入っていたり、一般の方が知らないすごく良いことをやっていると思うので、ぜひこの報告書をきっかけに一般の方に広く周知していただくきっかけにしてほしいと思う。

事務局：ボランティアについては、事前の研修機会があるので、その中で我々の持続可能性の取り組みをしっかりと伝えたい。大会運営の中での取り組みをしっかりと理解していただきたいというのもあるし、次世代というところで大会が終わった後もそこで得た知識は残ると思うので、そういった意味でも重要なのでしっかりとやっていきたい。

田中：ボランティアの関係だが、東京都も都市ボランティアの運営を担当しているので、組織委員会と連携して持続可能性の取り組みについても伝えられるようやっていきたい。また、認証の普及に関連してだが、調達コードを作る際に東北被災地の支援の観点もあったかと思う。この調達コードをきっかけに東北被災地の方でも都道府県 GAP の認証が進むなど食の安全性を PR する上で貢献したところもあると思うので、その点はぜひ特筆していただけるとよいと思う。

事務局：最後の点についても、報告書の中でどのように触れられるか検討したい。

5. 今後の予定について

事務局：次回のWGの日程・内容は未定。今後検討する。